



那企資第 207 号

令和 5 年 12 月 19 日

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会

会長 渡久地 政彦 様

那覇市長 知念 寛



システム標準化対応にかかる資産証明発行業務の周知依頼について

日頃より、当市の税務行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、私ども地方公共団体では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和 7 年度末までに全国的に税務システム等を標準化することを目標として、システム改修等の作業に取り組んでいるところでございます。

それに伴い、下記のとおりシステムが一定期間停止するため、令和 6 年 1 月 2 日以降に所有権移転や分合筆等があった場合、システムでの確認ができません。所有権移転や分合筆等があった方の証明発行に関しましては、確認資料として登記簿をご持参いただくようお願い申し上げます。

ご持参いただくことでスムーズな対応が可能となります。

つきましては、大変恐縮ではございますが、窓口のサービス向上のため、関係者様への周知についてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 期 間：令和 6 年 1 月から 1 2 月頃（システム改修完了予定時期）まで
- 2 対象証明：1 月 2 日以降に所有権移転された方の資産証明（評価・物件・公課証明書）
- 3 発行場所：本庁市民税課（個人単独・共有所有等すべて対応）  
3 支所（個人単独所有のみ対応）※別紙参照

< 窓口やホームページで以下のとおり周知予定です >

年度途中で土地や建物の名義変更をした場合に、新しい所有者の資産証明書（評価・物件・公課）を取る場合には、登記簿をお持ちください。

1 月 2 日以降に所有者となった方の証明を申請される場合は、所有権移転の分かる登記簿（法務局にて取得）が必要です。

なお、年度途中で所有者となった方に発行するその年度の証明書には、納税義務者（旧所有者）の住所・氏名等の情報は記載されません。

## 別紙

令和6年1月2日以降に所有権移転された資産証明書（評価・物件・公課）の発行場所について

- 1 本庁市民税課（3階39番窓口）  
すべて対応
- 2 3支所（真和志・首里・小禄支所）  
※ 個人所有のみ。それ以外は本庁市民税課にて対応

個人 → 個人	○
個人 → 個人（分筆・合筆等）	×
個人 ⇔ 共有 ⇔ 共有	×

国の標準仕様に準じたシステムへの移行に伴い、これまで各自治体が独自で発行してきた証明書等について廃止や運用見直しが必要となります（証明書等の様式について全国統一されていく見込み）

那覇市においても、各種証明発行等にかかる対応について検討している段階です。最新の情報はホームページでお知らせしてまいります。

ご理解のほどよろしくお願いたします。

問い合わせ先

<証明発行について>

市民税課 法人・税務証明グループ 担当 國吉・宮脇・東恩納  
TEL 098-862-9903 FAX 098-862-4258

<システム標準化について>

資産税課 管理グループ 担当 仲間・平良・謝敷  
TEL 098-862-5320 FAX 098-861-1297